



内閣府（防災担当）

災害発生時等の帰宅困難者等対策検討委員会（第1回） 議事要旨

1. 検討会の概要

日 時：令和7年10月24日（金） 15：00～17：15

場 所：中央合同庁舎第8号館3階 災害対策本部会議室（オンライン併用）

出席者：廣井座長、浅野委員、臼田委員、大木委員、井嶋委員代理、後藤委員、齊藤委員、桜井委員代理、丹羽委員、野澤委員、福島委員、村上委員、吉川委員、末次様（話題提供・鎌倉市）

2. 議事要旨

事務局から、資料に基づいて説明を行うとともに、委員間で議論を行った。委員からの主な意見等は次のとおり。

- 長時間にわたって警報が解除されない場合、民間の施設の負担がかなり大きくなることから、先が見えない中で商業施設など営業時間のある施設に継続して協力を依頼するのは非常に苦しかった。
- 津波避難建築物等には備蓄がないことから、物資の供給や避難所への移動方法について検討することが必要。
- SNSの情報拡散力が強いため、不確定な情報によっても人が移動してしまうリスクがある。また、どこまで情報提供してよい情報なのかの確認も必要。
- 広域的な対応が必要となる場合に、どこが対応に関する判断主体となるかについて、今後議論を行うべきではないか。
- 鉄道は自動車等とは異なり、運転再開に当たって線路や踏切などの設備の点検を行うことが必要となることから、避難指示が解除されても一定の時間が必要。このため、一部の手順を見直すことも考えられる。
- 鎌倉市ほどの規模ではない市町村において、鎌倉市と同様の対応がすぐにできるかというと、相当難しいだろう。一大観光地を抱え、普段からインバウンドの対応をしているからこそできた面もある。鎌倉市の対応を参考に、各自治体が『すぐにで

きうこと』と『すぐには難しそうなこと』を自ら整理できるような提示をしてみてはどうか

- もっと被害が甚大なときは、市役所では帰宅困難者対応はセカンドプライオリティにならざるを得ないので、官民連携をどう深めるか議論しなければいけない。
- 東日本大震災以降、避難所では帰宅困難者を受け入れない方向で議論が進められてきたが、災害の規模や状況によっては、帰宅困難者を受け入れることも検討してもよいのではないか。
- 協定を結んでいないところでも帰宅困難者を受け入れている場合があるが、そういう情報を集めるのが難しい。
- どこからであれば鉄道が動いているのかという情報を共有することで、混乱の防止を図っていくことも必要。
- 津波を伴う地震では「帰宅困難モード」と「津波避難モード」が混在することになるが、それらの切り分けができるていない。
- 協定を結んでいない施設が帰宅困難者を受け入れてくれる場合、どのようなことをしてもらうか検討することが必要。
- どんな災害でも教訓や学ぶべきものはあるので、関連する官民が免責で検証する体制を用意しておくことが重要。
- 災害発生時の疑問について平時にAI等に読み込まれるような形で情報発信しておくことで、より多くの人が知ることができるようになる。
- 帰宅困難者の発生事例は、暑さ・寒さなどの気象条件や休日・平日、時間帯などの発生状況等のパターンが多いため、小さい事例でも教訓を積み上げることが重要。
- 大規模災害時には民間に御協力いただくことが必要になることから、小規模災害時にも訓練のためにも民間に一時滞在施設の開設等を行っていただきたいと考えるが、整理が必要。
- 今回の事例において、津波注意報が出た地域において取られた対応や、避難指示が解除されたときのレアラートへの入力状況について整理する必要があるのではないか。
- 災害時の情報発信のあり方について、東日本大震災以降強めにメッセージを出してきたが、輪島では大津波警報が出て初期消火や消防の対応に影響が及んだことから、津波警報の細分化や、自治体と気象台のホットラインの構築などを考えておく必要があるのではないか。
- 鎌倉から帰宅できなかった人と、鎌倉に帰宅できなくなった人は、「帰宅困難」の状況が異なる。
- 過去の遠地地震は「災害が発生するまでの時間」が長いが、鎌倉の事例は「災害が発生している時間」が長いので、異なる分類になるのではないか。

- 過去の災害はパターンが多いため、例えば「地震の規模」や「日本からの距離」、「避難指示が出ている自治体数」などについて箱ひげ図を並べると、災害対応をする人が理解しやすくなるのではないか。
- 備蓄をする場合は倉庫の整備や物資の入替が必要になるが、一時滞在施設になるような建物には店舗があるため、店舗にある商品を活用する仕組みのほうがうまく回るのではないか。
- 「とどまる」という難の逃れ方があることを周知し、訓練などの準備を行うことで、とどまることに慣れることも必要。危機管理に当たっても「ここではないどこかに行く場合」と「とどまる場合」の2つを考えていくべき。
- 一時滞在施設が開設されるまでには時間がかかることが多く、一時待機場所の存在が知られていないため、開設までオープンスペース等にたくさん人が集まった。その一因としては、一時待機場所の名称が行政によって異なることが考えられる。
- 各自治体と民間の一時滞在施設との協定は災害等を前提としているため、遠隔地において地震が発生した場合、民間の一時滞在施設の開設を要請するべきかが課題となる。また、被災していない地域は災害救助法の支援対象にならないと考えられるため、一時滞在施設を開設した場合の費用負担をどのようにすべきが課題となる。
- 暑さ・寒さによっては、お年寄りや難病を抱えている人、乳幼児連れの人などを別の場所に移すことも想定されるため、2段階・3段階の移動を行えるように民間のバス会社・タクシー会社等との協定を結んでおくことも考えられるのではないか。
- 一時滞在施設等における要配慮者への配慮に加え、避難者や帰宅困難者にも協力していただくようなメッセージを出すことも重要ではないか。
- 自治体の規模によっても状況が異なるが、「帰宅困難者」や「一時滞在施設」、「一時待機施設」といった用語の定義などをガイドラインで示すことが重要ではないか。

以上